

# 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯10万円）フロー

あなたの世帯は、世帯全員、令和3年度（令和2年1月～12月の収入）の住民税が非課税ですか？（基準日：令和3年12月10日）

**はい** ↓

支給対象となります（※）  
※令和3年12月10日時点で串本町以外に住民登録があった場合は、住民登録されていた市町村にお問い合わせください。



2月10日以降に、世帯主あてに確認書を郵送します。



確認書をチェックのうえ、同封の返信用封筒にて返送してください。



書類確認後、順次振込日を記載した決定通知書を郵送します。



ご指定の口座にお振込みします。

～お問い合わせ～

内閣府住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金コールセンター  
Tel.0120-526-145  
受付時間：午前9時～午後8時

↓ **いいえ**

令和3年度課税であったが、世帯全員が新型コロナの影響で収入が減少した

**はい** ↓

【家計急変世帯】  
令和3年1月から現在までにおいて、収入が下記の金額以下になっている月がある。

（給与収入）

①単身者	77,500円
②扶養1人	114,833円
③扶養2人	140,000円
④扶養3人	174,750円
⑤扶養4人	192,077円

（事業所得・不動産所得）

①単身者	31,667円
②扶養1人	69,000円
③扶養2人	92,333円
④扶養3人	115,667円
⑤扶養4人	128,308円

**いいえ**  
→

↓ **いいえ**

支給対象外となります。  
なお、令和4年9月までに新型コロナの影響を受け収入が減少した場合も、支給対象となる可能性がありますので、串本町役場臨時特別給付金事務局（Tel.0735-67-7432）へご相談ください。

**はい** ↓

支給対象となる可能性がありますので、串本町役場臨時特別給付金事務局までご来庁いただくか、串本町ホームページより申請書等をダウンロードして、必要書類とともにご郵送もしくはご持参願います。

串本町役場臨時特別給付金事務局  
〒649-3592 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台690-5（串本町役場2階）  
Tel.0735-67-7432  
受付時間 平日：午前8時30分～午後5時15分（土日祝日は除く）